

宇部市立神原中学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日
宇部市立神原中学校

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定により、本校のすべての生徒が安心した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組について定める。

1 いじめ防止のための対策の基本的な方針

(1) いじめ防止等の対策に係る基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は重大な危険を生じさせるなど、著しく人格を侵害する行為である。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定める「いじめの禁止、関係者の責務等」を踏まえ、いじめ防止等の対策を行う。

取組にあたっては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、「未然防止」を重視する。平素から、人権教育、道徳教育、情報モラル教育などの取組を充実させ、本校のシンボルである「思いやりの心」、及び特別支援教育サブセンター校としての特別支援教育を土台としつつ、一人ひとりを大切にする人権尊重を基盤とした学校づくりをめざす。中でも、生徒の自治能力や自ら問題を解決する力を高めるため、生徒サイドからの自主的活動を促し、生徒会活動が前面に出る取組を大切にする。

(2) いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されており、本校においても、これを基に対応等を行う。

※文部科学省の調査では、「児童等」が「児童生徒」となっており、「なお、起こった場所は学校の内外を問わない」と追記してある。

なお、具体的ないじめの態様は、国の基本方針によれば、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

いじめの対応については、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、管理職及びいじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。その後当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長に報告するとともに、被害・加害等の生徒の保護者に連絡する。

教職員は、「児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）」への通報等の適切な処置をとる。（「いじめ防止対策推進法」第23条第1項）

(2) 校内体制（組織）について

① 生徒指導部会

毎週1回、生徒指導に関する情報共有や具体的な指導方針について協議する。この中で、いじめに関する問題があれば早急な対応策を検討する。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学年生徒指導担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）

② 実務部会

迅速な対応が必要な問題について協議する。必要に応じて、他の関係する教員を加えることもできる。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、関係教員（学年部、担任等）

③ いじめ問題対策会議

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置する。この会議では、いじめ防止に係る基本的な方針に基づく取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図る。

【構成員】

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

＜教職員＞生徒指導主任、教育相談担当、教務主任、養護教諭

＜心理や福祉の専門家＞スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

＜保護者や地域住民の代表＞PTA会長、学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）

④ 調査委員会

重大事態が発生した場合は「いじめ問題対策会議」を母体に調査委員会を設置し調査を行う。

(3) 人権が尊重され、豊かな心を育む教育の推進

① 人権教育の充実

いじめは、重大な人権侵害であることに鑑み、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、教育活動全体をとおして人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を一層組織的・計画的に推進する。

② 道徳教育の充実

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むために、教育活動全体をとおして生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育の充実に努める。

③ 特別支援教育の充実

すべての生徒一人ひとりを大切にする特別支援教育の理念を校内全体に浸透させ、互いの違いやよさを認め合うなどの豊かな心の育成につなげる。

④ 規範意識の醸成

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成することが重要であり、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、重点的かつ具体的な取組を推進する。

⑤ 他者への思いやりや社会性を育む取組

地域貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験など、社会奉仕活動の取組を充実させる。

⑥ いじめ防止・根絶強調月間の取組

山口県教育委員会では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置づけている。本校においても、この月間に、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価や、生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

(4) 生徒指導、教育相談体制の充実・強化

① 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、小中連携の情報の共有や、切れ目のない支援体制の構築等が重要なため、小中連携の一層の促進に努める。

② 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の促進

スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

③ 個別教育相談の充実

年3回の教育相談週間を設定し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応を行う。

④ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

教職員が生徒と積極的に向き合えるよう、業務改善を推進し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな対応を行う。

3 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) 未然防止の取組

① 教職員の資質能力の向上

- ・積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。

- ・教職員自身が人権意識を高め、体罰の撲滅は勿論、言葉遣いや接し方を大切にする。

② 教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等によりすべての生徒が相談しやすい体制作りを進める。

③ 生徒の行動観察、生徒理解

- ・給食時、休み時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
- ・平素の対話や行動観察とともに、生活ノート、アンケート等を通して、生徒理解に努める。

④ 授業での取組

- ・授業に対する教員の心構え

生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、生徒同士はもとより、教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていく。

- ・「学び合い」のある授業づくり

「学び合い」のある授業は、「学ぶ値打ちのある課題」を媒体として、子ども同士が学び合い育ち合う授業である。対話を大切にする「学び合い」のある授業では、教員が子どもの発言をよく聴くことにより、どの子どもも自分の言葉で語り、お互いに聴き合うことを大切にするようになる。子ども同士がつながることができれば、教室や学校内に信頼関係が築かれ、どの子どもにとっても、教室が居心地の良い学びの場になる。

⑤ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱い、生徒の心を揺さぶる授業展開に努める。生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度の育成、規範意識の向上が図られるよう努める。
- ・子どもたちが、様々な経験を通して道徳性や道徳的実践力を高めるために、読書活動、体験活動及び社会参加活動等の取組を充実させる。

⑥ 人権教育の推進

- ・「いじめ」が起因する人権侵害にかかる具体的な教材を活用し、「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚の育成に努める。
- ・「いじめ」が背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ、「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図る。

⑦ 特別支援教育の充実

- ・特別支援学級と通常の学級との積極的な交流を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、すべての生徒一人ひとりを大切にする教育を具体的に展開し、人権が尊重される学校・学級づくりに取り組む。

⑧ 特別活動等における取組

- ・学級活動をはじめ、生徒会活動、学校行事、及び部活動等において、生徒がこれまで以上に主体的に取り組めるような場の設定を工夫する。生徒が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む課程で、他者との協力の大切さや、成し遂げる喜びを体験させ、自分とは違った他者の価値を認める集団へと向上を図る。
- ・いじめ問題に対する生徒会の自主的な取組を推進し、生徒の自治意識・能力を高め、自らの力で課

題を解決したり、解決困難な場合には、ためらうことなく教員や保護者に相談したりする機運の醸成を図る。

- ・ 集団活動及び様々な体験活動の充実に努める。集団活動が苦手な生徒に対しては、人と上手く関わられるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの生徒が、集団活動が苦手な生徒の特性を理解し、温かく受け入れることができるような集団づくりを進める。
- ・ 部活動をつうじて、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育めるように努める。生徒の能力・適正、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの社会的な自己指導能力の育成も視野に入れた指導を推進する。

⑨ その他の活動

- ・ 地域の方々を積極的に学校に招いて触れ合うなど、年齢、立場、生き方など自分と異なる様々な人との出会いや体験の場を設定し、自己表現できる力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」の導入についても検討する。

⑩ 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとの家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むように心がける。
- ・ 大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。
- ・ 保護者からの訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくために、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進める。また、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

【学校と保護者の信頼関係づくりのポイント】

- 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- 保護者の子どもへの思いを共感的に理解する。
- 保護者の願いを誠意をもって聞く。
- 保護者とともに生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。
- 保護者は子どもを守り、子どもの成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

⑪ 地域との連携

- ・ P T A、学校運営協議会、地域の関係機関・団体等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題に対する関心を高め、地域ぐるみの取組を啓発する。
- ・ 登下校時、放課後や休日、長期休業中の郊外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、地域の情報ネットワークの活用を努める。
- ・ 子どもたちが、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加するよう奨励する。
- ・ コミュニティー・スクールの取組を充実させ、地域に開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を学校だより等により、情報発信する。

(2) 早期発見の取組

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をし指導・助言を加えたりするなど、の組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかけないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性が有ることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、いじりを受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。
- ・ しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。

① 生徒の状況把握に関する取組

- ・ 学級担任だけでなく、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等生徒に関わる全教職員との連携を密にする。
- ・ 誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識のもと、日常の観察と見守りに努める。
- ・ 「持ち帰り方式のいじめアンケート」、「週1アンケート」、「学校評価に係る生徒・保護者アンケート」等により、実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ いじめの潜在化、偽装化も考慮し、日常の対話などをとおして生徒が発するサインを鋭くキャッチするよう努める。特に、仲間内での言動に留意する。
- ・ 生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がけるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ 生徒の自治能力育成を図るとともに、自分たちだけで解決できない集団の問題が生じた場合、教員や保護者に必ず相談するよう平素より十分指導する。

② 特別な支援が必要な生徒への対応

- ・ 特別支援学級に在籍する生徒や、発達障害のある生徒について、全ての教職員がその状況を正確に理解し支援に関わる。また、そうした教職員の姿勢が自然に全校生徒に伝わり、温かい心の涵養につながるよう導く。

③ 信頼関係に基づいた教育相談活動

- ・必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、スクールカウンセラーのカウンセリングを受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。

④ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・1日の生活の中で、生徒とのふれあいの時間をできるだけ確保する。学級担任は、1日に1度は生徒の名前を呼んだり、声をかけたりできるように努める。
- ・休み時間の見守りや給食時の指導等は、複数教職員で連携して行う。

⑤ 相談窓口の周知

- ・学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

⑥ 家庭との連携

- ・学校評価アンケート等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・懇談会の内容等が学校からの一方的な伝達、依頼とならないよう、聞く姿勢を重視する。
- ・定期的な学校だより、学年便りの発行及びホームページへの掲載など、情報発信等に努め、学校に対して理解と愛着が深まる取組を推進する。

⑦ 地域との連携

- ・地域にある商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、生徒がよく立ち寄る場所を校区のふれあい運動推進委員会等と連携して組織的な巡回指導を行う。

(3) 早期対応の取組

① いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応

いじめ問題は、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、校長のリーダーシップのもと、生徒指導主任を中心とした全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。

◇事実関係の確認

いじめの疑いが生じた（あるいは申し出があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、状況等の詳細を把握する。

◇対応等の協議

把握した事実を基に、生徒指導主任が中心となり管理職を含めた協議の場を設定する。（状況に応じて、臨時職員会議の開催）

◇いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒が相談しやすい教職員が担当する。

◇いじている生徒への対応

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担をきめる）が担当する。

◇周りの生徒（観衆、傍観者）への対応

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

◇いじめられている生徒の保護者への対応

担任が主に担当するが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が誠意をもって対応する。

◇いじている生徒の保護者への対応

面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が対応する。

◇PTA等への働きかけ

必要に応じて管理職がPTA等との協議等を行う。

◇教育委員会、関係諸機関との連携

必要に応じて管理職、生徒指導主任等が教育委員会、関係諸機関との協議等を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、ケース検討会議を開催して校内外連携した対応を図る。また、状況によっては、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

② 対応する上での留意点

◇いじめられている生徒及び保護者への対応

- ・「絶対に守りとおす」との姿勢を示し、いじめられている生徒のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え・守り、解決することを約束する。
- ・本人及び保護者の要望を聴き取りながら、学校生活の色々な場面で、支え、励まし、本人の「良さ」を認めることによって、自身を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。
- ・いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えるようにする。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理化で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

◇いじている生徒・保護者への対応

- ・いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている。」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聞き、事実関係をできる限り正確に把握する。
- ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

◇周りの生徒（傍観者）への対応

- ・傍観者の立場の生徒への指導は、いじめられている生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
- ・いじめをおもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりしたりすることは、「いじめをすることと

同じである」「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。

- ・もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた生徒があれば、その勇気を称賛し、その後、これを言ったためにその生徒の立場を悪くしないような配慮を必ず行う。

◇臨時保護者会の開催等

- ・必要がある場合には、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方法等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

◇いじめのアフターケア

- ・一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もある。いじめを「やめること」と「なくなること」は違うという認識をもち、関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(4) ネットいじめへの対応について

① 初期対応

基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。

② 関係機関との連携

ネットに関わる問題は基本的に家庭での対応をお願いしているが、必要に応じて地方法務局、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

③ 被害拡大の防止

いじめを受けた生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。速やかに対応し、被害の拡大を最小限に抑える。

4 いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットをつうじて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校のいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して注視する。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守りとおし、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(1) 重大事態の判断について

いじめが重大事態であるかどうかの判断等については、いじめ防止対策推進法 第 28 条及び国の基本方針（重大事態の意味について）に基づいて行うこととする。

【いじめ防止対策推進法】

第 28 条（抜粋）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【国のいじめの防止等に関する基本的な方針】

○重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、◇児童生徒が自殺を企図した場合

◇身体に重大な障害を負った場合

◇金品等に重大な被害を被った場合

◇精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告する。

② いじめられている生徒への対応

いじめの解決に向けて様々な取組を進めて行く中で、いじめられている生徒の立場に立って、いじめから守りとおすため、保護者と十分に連携を図り、生徒への最善の方法を検討する。

次のような措置は、被害生徒に対して行うのは道理に合わないが、希望がある場合は善処する。

- ・緊急避難としての欠席
- ・就学学校の指定変更や区域外就学

③ いじめている生徒への対応

いじめられている生徒を守るため、毅然とした厳しい対応が必要となる。保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導し、場合によっては、出席停止等の措置を検討する。

なお、こうした措置を講ずることについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をして対応する。また、適切に関係機関との連携を図るとともに、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合には、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

(3) 調査委員会の設置

速やかに全容解明に向けた調査を行う。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を活用し、教育委員会と緊密に連携しながら、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置して行う。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、一体となって行う。

(4) 調査結果の報告

当該生徒・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。また、教育委員会をつうじ、市長へ調査結果を報告する。

(5) 留意すべき事項

重大事態が起こった場合は、いじめられた生徒はもとより、関係のあった生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていく。

6 その他の留意事項

学校いじめ問題対策会議での検証により、いじめ防止基本方針の見直しが必要な場合や、国、県、または市のいじめ防止基本方針の見直しが行われた場合等は、基本方針をより実効性のあるものとするため、基本方針の見直しを行う。